

# 北茨城市所有者不明土地及び低未利用土地対策計画

令和5年12月1日 策定

## 1 低未利用土地等の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本方針

### (1) 背景及び目的

近年、人口減少及び少子高齢化の進行、土地の利用及び相続に対する意識の変化等に伴い、所有者不明土地及び低未利用土地（以下「所有者不明土地等」という。）が増加しています。所有者不明土地等は、適切な管理が行われないことで、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

本市では、これらの所有者不明土地等に対する総合的かつ計画的な対策を講ずるため「北茨城市所有者不明土地及び低未利用土地対策計画」を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第45条第1項の規定により、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）に基づき作成するものです。

また、第5次北茨城市総合計画を上位計画とし、第2期北茨城市空家等対策計画等の関連計画と連携を図りながら、所有者不明土地等の対策に取り組むものです。

### (3) 取組方針

本市では、今後更に人口減少及び少子高齢化が進行していくことで、所有者不明土地等も増加することが予想されます。所有者不明土地の発生を抑制するため、低未利用土地の所有者に対して、積極的な土地取引並びに適正な利用及び管理を促すよう取り組みます。

### (4) 計画の対象とする地域

本計画の対象とする地域は、北茨城市全域とします。

### (5) 計画の対象とする土地

本計画の対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地及び土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地とします。

### (6) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

2 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進並びに所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、低未利用地の所有者による利活用及び適正な管理を促すとともに、空き家バンク等により利活用希望者とのマッチングを行います。

3 所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

所有者不明土地等に関する課題及び問題は、多岐の分野にわたるため、関係部署との連携、情報共有等を図りながら本計画を推進します。

4 所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るための普及啓発に関する事項

所有者不明土地等の利用の円滑化及び管理の適正化を促進するため、対象となる土地の所有者及び利活用希望者に対して、適切な情報提供を行います。

5 その他所有者不明土地等の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。